

【大阪府授与の教員免許状を再申請する場合】

- 申請方法 教育職員免許法 第5条 **別表第2(イ)**
- 取得内容 養護教諭の免許状を再取得する場合〔別表第2(イ)〕
- 主な取得要件 学位と大学等で修得した単位 (教員としての実務経験は不要)

	申請必要書類	備 考
1	教育職員免許状授与申請書	・申請時に窓口で配布し、その場で記入していただきます。
2	失効した全ての教員免許状の原本とコピー	・教育委員会へ返納済の場合や免許状原本を紛失している場合は、窓口で紛失・返納済届を記載いただきます。
3	戸籍抄本もしくは戸籍謄本 【発行日から6か月以内のもの】	・本籍地がある市区町村役所で入手してください。 戸籍抄本・謄本等は、失効した教員免許状に記載されている氏名・都道府県本籍地の戸籍から、変更後(申請時点)の氏名・都道府県本籍地の戸籍までの経緯を確認できるものが必要です。 ※従前戸籍が記載されているものが必要です。 <u>戸籍の異動が2回以上ある場合は、除籍抄本等も必要です。</u> (取得方法など詳細は役所に問い合わせてください。)
4	本人確認書類の原本とコピー	・運転免許証(有効期限内)またはパスポート(有効期限内) (上記を所持していない場合は健康保険証)
5	郵便切手 490円	・免許状を簡易書留でお送りするためのものです。
6	手数料 免許状1枚につき3,600円	・申請にかかる手数料です。書類審査の後、納付窓口にて現金またはキャッシュレス※(クレジットカード、電子マネー、スマートフォン決済)の支払方法により納付していただきます。 ※キャッシュレスの詳細については、大阪府/教員免許状HP 教員免許状関係手続内にある「参考リンク」の「(会計局HP)大阪府庁(本庁)の手数料納付窓口について」をご覧ください。
7	修了確認期限日時点で現職教員であったことが分かる書類 ※旧免許状(有効期間の満了の日の記載のない免許状)所持者で失効後の再授与申請を行う方のみ	下記いずれかをご提出ください。 ・退職時に交付された辞令(修了確認期限日と同日付のもの) ・修了確認期限日時点の在籍証明書

※申請の状況によっては、上記書類以外に、追加で書類の提出を求められることがありますので、ご了承ください。

養護教諭二種免許状を再申請される方へ
(保健師免許による再申請)

【大阪府授与の教員免許状を再申請する場合】

- 申請方法 教育職員免許法 第5条 別表第2(ロ)
 ■取得内容 養護教諭2種免許状を保健師免許により再取得する場合〔別表第2(ロ)〕
 ■主な取得要件 保健師免許と大学等で修得した単位 (教員としての実務経験は不要)

	申請必要書類	備 考
1	教育職員免許状授与申請書	・申請時に窓口で配布し、その場で記入していただきます。
2	保健師免許証の原本とコピー	・コピーはA4サイズに縮小してください。また、氏名変更等で裏面にも記載事項がある場合は、裏面もコピーしてください。
3	失効した全ての教員免許状の原本とコピー	・教育委員会へ返納済の場合や免許状原本を紛失している場合は、窓口で紛失・返納済届を記載いただきます。
4	戸籍抄本もしくは戸籍謄本 【発行日から6か月以内のもの】	・本籍地がある市区町村役所で入手してください。 戸籍抄本・謄本等は、2・3・8に記載されている氏名・都道府県本籍地の戸籍から、変更後(申請時点)の氏名・都道府県本籍地の戸籍までの経緯を確認できるものが必要です。 ※従前戸籍が記載されているものが必要です。戸籍の異動が2回以上ある場合は、除籍抄本等も必要です。(取得方法など詳細は役所に問い合わせてください。)
5	本人確認書類の原本とコピー	・運転免許証(有効期限内)またはパスポート(有効期限内) (上記を所持していない場合は健康保険証)
6	郵便切手 490円	・免許状を簡易書留でお送りするためのものです。
7	手数料 免許状1枚につき3,600円	・申請にかかる手数料です。書類審査の後、納付窓口にて現金またはキャッシュレス※(クレジットカード、電子マネー、スマートフォン決済)の支払方法により納付していただきます。 ※キャッシュレスの詳細については、大阪府/教員免許状HP 教員免許状関係手続内にある「参考リンク」の「(会計局HP)大阪府庁(本庁)の手数料納付窓口について」をご覧ください。
8	修了確認期限日時点で現職教員であったことが分かる書類 ※旧免許状(有効期間の満了の日の記載のない免許状)所有者で失効後の再授与申請を行う方のみ	下記いずれかをご提出ください。 ・退職時に交付された辞令(修了確認期限日と同日付のもの) ・修了確認期限日時点の在籍証明書

※申請の状況によっては、上記書類以外に、追加で書類の提出を求められることがありますので、ご了承ください。

【大阪府授与の教員免許状を再申請する場合】

- 申請方法 教育職員免許法 第5条 **別表第2の2**
- 取得内容 栄養教諭の教諭免許状を再取得する場合
- 主な取得要件 栄養士等免許証、学位、大学等で修得した単位（教員としての実務経験は不要）

	書 類	備 考
1	教育職員免許状授与申請書	・申請時に窓口で配布し、その場で記入していただきます。
2	1 専修又は1種免許状を申請する場合 ⇒管理栄養士免許証の原本とコピー 2 2種免許状を申請する場合 ⇒栄養士免許証の原本とコピー	・コピーはA4サイズに縮小してください。 ・1種免許状を申請される方で、管理栄養士免許証を未取得の場合は、次の①②の書類をお持ちください。 ① 管理栄養士養成施設の課程修了証明書の原本 【発行日から6か月以内のもの】 ② 栄養士免許証の原本とコピー
3	失効した全ての教員免許状の原本とコピー	・教育委員会へ返納済の場合や免許状原本を紛失している場合は、窓口で紛失・返納済届を記載いただきます。
4	戸籍抄本もしくは戸籍謄本 【発行日から6か月以内のもの】	・本籍地のある市区町村役所で入手してください。 戸籍抄本・謄本等は、2・3・8の書類に記載されている氏名・都道府県本籍地の戸籍から、変更後（申請時点）の氏名・都道府県本籍地の戸籍までの経緯を確認できるものが必要です。 ※従前戸籍が記載されているものが必要です。戸籍の異動が2回以上ある場合は、除籍抄本等も必要です。（取得方法など詳細は役所に問い合わせてください。）
5	郵便切手 490円	・免許状を簡易書留でお送りするためのものです。
6	本人確認書類の原本とコピー	・運転免許証（有効期限内）またはパスポート（有効期限内） （上記を所持していない場合は健康保険証）
7	手数料 免許状1枚につき3,600円	・申請にかかる手数料です。書類審査の後、納付窓口にて現金またはキャッシュレス※（クレジットカード、電子マネー、スマートフォン決済）の支払方法により納付していただきます。 ※キャッシュレスの詳細については、大阪府/教員免許状HP 教員免許状関係手続内にある「参考リンク」の「(会計局HP)大阪府庁(本庁)の手数料納付窓口について」をご覧ください。
8	修了確認期限日時点で現職教員であったことが分かる書類 ※旧免許状（有効期間の満了の日の記載のない免許状）所持者で失効後の再授与申請を行う方のみ	下記いずれかをご提出ください。 ・退職時に交付された辞令（修了確認期限日と同日付のもの） ・修了確認期限日時点の在籍証明書

※申請の状況によっては、上記書類以外に、追加で書類の提出を求められることがありますので、ご了承ください。